

パブリックコメントにおける御意見と対応内容

| No | 該当箇所 | 御意見・御提案内容（概要） | 対応内容案 |
|----|--|---|--|
| 1 | <p><共通> 認定基準書 3. 用語の定義</p> | <p>植物由来合成繊維の用語の定義中の「非生分解性」は、グリーン購入法・基本方針「制服・作業服」品目・備考）欄に明示されている用語の定義との理解であるが、本基準案では明示がなく、No.103、104、105 の「3. 用語の定義」に以下内容を追加した方が曖昧さや不明瞭な解釈がなくなり、次の内容で追加修正なされることを希望する。</p> <p>非生分解性「非生分解性とは生分解性でない性能をいう。なお、生分解性とは、生分解性試験（OECD301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において 60%以上の生分解度を示す性能をいう。」</p> | <p>「非生分解性」については、グリーン購入法・基本方針の判断の基準や備考）欄と整合を図るために「3. 用語の定義」中に記載しているものです。従って、原案通りとします。</p> |
| 2 | <p><共通> 認定基準書 3. 用語の定義</p> | <p>エコマークNo.118「プラスチック製品 Version 2」の解説の「2. 適用範囲について」では、『これまで本基準の旧バージョンにおいて、対象および認定したプラスチック製品のうち、商品類型 No.103「衣類 Version 2」、No.104「家庭用繊維製品 Version2」、No.105「工業用繊維製品 Version2」、…（一部省略）…での対象となる商品については、それぞれの商品類型において認定することとし、本商品類型では、これらの商品類型で対象となっていないプラスチック製品を広く対象とすることとした。』とある。リサイクルに係る「3. 用語の定義」に関して、No.103、104、105 の繊維製品分野とNo.118 のプラスチック製品分野との考え方は、化繊業界（経済産業省繊維課／日本化学繊維協会所管）とプラスチック業界（経済産業省化学課／日本プラスチック工業連盟所管）との業界慣習も大きく異なり、国内外の標準規格も異なることから、異なる考え方で各々の製品分野毎の商品類型における「用語の定義」になっているとの基本的な考え方・理解で宜しいか。</p> | <p>認定基準は商品類型毎に定めています。そのため、用語の定義についても商品類型によって異なることがあります。</p> |
| 3 | <p><共通> 認定基準書 3. 用語の定義</p> | <p>「3. 用語の定義」において、「プレコンシューマ素材」用語定義では、「…工程の廃棄ルートから…」とあり、「ポストコンシューマ素材」用語定義では、「使用後に廃棄された材料または製品」とあります。一方、「廃棄物」の用語定義がなく、そのため、曖昧で誤解しやすく不明瞭な基準案となっております。国際環境法のバーゼル条約から「廃棄物」の用語定義は、ISO/JIS Q14050 3.12、ISO/JIS Q14040 3.35、ISO/JISQ14044 3.35 において、『廃棄</p> | <p>本基準案の「プレコンシューマ素材」、「ポストコンシューマ素材」の用語の定義は、環境主張（タイプⅡ環境ラベル表示）である ISO Q14021 を参照しつつ、エコマーク認定審査に適するように作</p> |

| No | 該当箇所 | 御意見・御提案内容（概要） | 対応内容案 |
|----|--|---|--|
| | | <p>物（Waste） 保有者が処分しようとするか、若しくは処分を要求される物質又は物体。 注記 定義は、“有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約”（1969年3月22日）から採用されているが、この規格では、有害廃棄物に限定されない。』と国際環境法や国際標準規格などの国際ルールに基づいた「廃棄物」の用語定義が世界中に広く周知・明示されており、同用語定義の追加修正を次の通り希望する。</p> <p>廃棄物「保有者が処分しようとするか、若しくは処分を要求される物質又は物体。 本類型において、“有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約”（1969年3月22日）から採用されている用語定義であるが、有害廃棄物に限定されない。」</p> | <p>成したものです。 ISQ14021 や ISO Q14040、ISO Q14044 などでも「廃棄物」が定義されていますので、原案通りとします。</p> |
| 4 | <p><No. 103> <No. 104> 認定基準書 4-1-1. (1)表 2</p> | <p>ダウジャケットも羽毛布団も同じ基準のリサイクル羽毛100%使用でないと 品質上の充填中身の混在を認めるという事態になります。今 安価流通品は、この混ぜ物原料が蔓延しているので協会認定には、厳しいハードルをしていただきたい。リサイクル羽毛に関して、製品集荷、裂き工程の生産報告&出荷、精毛工程の洗浄選別加工報告、グリーンダウンの出荷報告の全てがトレースできる様にし、トレーサビリティを確保できる方が良い。</p> | <p>ご意見を踏まえ、付属証明書の中でリサイクル羽毛の原料証明書の確認事項がより具体的となるよう修正しました。</p> |
| 5 | <p><No. 104> 認定基準書 4-1-1. (1)表 2 4-1-1. (3)</p> | <p>No. 104「家庭用繊維製品 Version3.0」認定基準案 4-1-1. (1)表 2 では、今回からモップについて個別製品ごとの基準配合率が定められており、製品全体の総質量に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が、従来の（未利用繊維）10%から 25%に上昇している。売り切りのモップは基準適応が可能かもしれないが、モップをレンタルして繰り返し再利用（リユース）する場合、モップの強度が低下して繰り返し使用回数が減少し、環境負荷低減に寄与しない。</p> <p>グリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」18-4にあるモップの基準では、売り切りモップを意識した①の判断基準と、再利用（リユース）または再利用（リサイクル）を前提とした②の判断基準があり、②の未利用、リサイクル繊維の質量割合は、従来と変わらず10%になっている。このうち①の判断に基準については、Ver3.0の4-1-1. (1)個別製品ごとの基準配合率のモップの項目に反映されている。一方、②の判断の基準については、そのうち再利用（リサイクル）の内容が Ver3.0の4-1-1. (3)①に反映されているものの、再使</p> | <p>ご意見を踏まえ、レンタルやリースによる再使用の場合について、製品設計として未利用・リサイクル繊維等10%の使用、再利用後の処理としてカスケードリユースの要件を検討し、基準を修正しました。</p> |

| No | 該当箇所 | 御意見・御提案内容（概要） | 対応内容案 |
|----|--|--|--|
| | | <p>用(リユース)の要件が欠落している。そこで、4-1-1. (3)①に再使用(リユース)の内容を盛り込んで、グリーン購入法とエコマークの認定基準に整合性を持たせるべきと考える。具体的には①について以下のような追加(下線)の修正を提案する。</p> <p><u>①(省略)～または、申込者は、使用後に製品を回収し、製品の状態を回復する処置をとり、再使用(リユース)するための仕組みを整えていること。再使用できなくなった製品は、可能な限り素材のリサイクルまたは環境に調和した方法でエネルギー回収すること。</u></p> | |
| 6 | <p><共通> 認定基準書 4-1-1. (2)</p> | <p>植物由来合成繊維は、PET 繊維、PE 繊維または PLA 繊維を対象とし、使用される植物由来プラスチック（原料樹脂）は、以下①および②の要件を満たすこと…」</p> <p>弊社においては、以前より、PTT 繊維を植物由来繊維、環境負荷低減素材として 幅広い分野（103, 104, 105 類）で販売し、国内市場に送り出してきました。多くの顧客より、機能や感性としての採用だけではなく、化石資源に代わる環境負荷低減素材としても認識して頂き採用して頂いている。当 PTT 繊維は、植物由来成分が全体の約 37%にあたり、今回、基準の対象となる PET 繊維（約 31%）よりも植物由来成分は高配合の繊維となっている。今回、対象から外れたことが、要件となるデータ提出が揃わなかった事だけが理由であるならば、今後、LCA 等、また相当の検証データが提出されれば追加できることが、短期で認められることを強く希望する。</p> | <p>今回対象とならなかった樹脂についても、LCA 等の検証可能なデータや、植物原料の栽培から原料樹脂製造までのサプライチェーンに関する十分な情報とともに提案がなされれば、速やかに委員会での検討を行い、環境負荷低減効果を確認したうえで、認定基準の一部改定などにより対応する考えです。</p> |
| 7 | <p><共通> 認定基準書 4-1-1. (2)</p> | <p>1. 「解説」p7～p8 と同様の主旨の文章を「認定基準」の本文中にも加えていただきたい。具体的には、「その他の樹脂についても LCA 等の検証可能なデータ（既存の文献等を参照することでもよい）が整備され、植物原料の栽培から樹脂製造までのサプライチェーンに関する十分な情報が得られれば、基準の一部改訂などにより随時追加検討実施する。」という文章を加えて頂きたい。</p> <p>2. 上記「既存の文献等」には、大学、研究機関等によって発表された論文等は当然対象となると思われませんが、企業が自主的に検証した LCA データ等も審査対象として頂きたい。</p> | <p>認定基準には、当該商品類型の対象となる商品について、エコマーク商品として認定するための環境的側面にかかる基準と、基準への適合の証明方法を規定することとしています。そのため、対象とするポリマー種の選定経緯および今後の追加検討の方針については解説に記載することとしました。従って、原案通りとします。</p> |

| No | 該当箇所 | 御意見・御提案内容（概要） | 対応内容案 |
|----|---|---|--|
| | | | <p>なお、既存の文献等には、企業の実施した LCA データ等も含まれます。</p> |
| 8 | <p><共通> 認定基準書 4-1-1(2) 【証明方法】</p> | <p>4-1-1(1)【証明方法】における「紡織基礎製品または中間製品」に係る表現同様、4-1-1(2)【証明方法】にも「紡織基礎製品または中間製品」に係る表現を以下内容で追加修正なされることを希望する。とくにバイオベース炭素含有率の分析試験は、1 点数万～十数万の費用がかかるため、エコマーク申請者の費用負担軽減に十分配慮いただきたく、表現修正を希望する。…（省略）。</p> <p>ただし、エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品 Version3」、No.105「工業用繊維製品 Version3」認定商品の紡織基礎製品または中間製品を使用する場合は、当該糸・生地などの「商品名（商品ブランド名）」、「認定番号」および「型式（品番）」を付属証明書に記載することで、原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）または繊維材料供給事業者に係わる証明書（バイオベース炭素含有率の測定結果、植物由来プラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティに関するチェックリスト、原料証明書（植物由来合成繊維）など）の提出に代えることができる。</p> | <p>ご意見を踏まえ、追加修正しました。</p> |
| 9 | <p><共通> 認定基準書 4-1-1(2) 【証明方法】 ①・②</p> | <p>4-1-1(2)【証明方法】の①・②項に係わる表現修正について、①・②項と前後との関係が不明瞭であるため、次の通りの表現修正を希望する。</p> <p>…（省略）</p> <p>さらに、以下の①・②の証明書、評価の結果、あるいは、説明資料を提出すること。</p> <p>①栽培地（国、州、市等）から…（省略）…原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）が発行する証明書。</p> <p>②植物由来プラスチック（原料樹脂）の LCA 評価の結果（既存論文等を参照することでもよい）。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料。</p> | <p>ご意見を踏まえ、表現を修正しました。</p> |

| No | 該当箇所 | 御意見・御提案内容（概要） | 対応内容案 |
|----|---------------------------------|--|---|
| 10 | <共通> 認定基準書 6.(4) | エコマーク環境情報表示において、(2)植物由来合成繊維に対しては、「バイオベース合成ポリマー含有率」の代わりに具体的な原料名を記載してもよいこととなっているが、記載例の「植物（サトウキビ廃糖蜜）由来分」のうち、「廃糖蜜」という表記は正確な表現ではなく、また認定基準の証明内容としても粗原料の一部としての確認項目であり、他の例を記載すべきである。 | 廃糖蜜のエコマークへの表記については、ご意見の通り原料の一部としての確認内容であり、また原産地の市況などによっても変わるため、例示としては記載しないこととしました。なお、具体的な表記内容については認定審査時に個別に審査委員会で確認します。 |
| 11 | <共通> 付属証明書 4-1-2(8)B | Bにおける表現だと、対象が特定されていないため、「申込者または製造事業者が取り扱う全ての繊維材料」が対象になるような誤解を与える。以下の表現にご修正いただくと誤解が生じる事がなく明快となるため、次の通り追加修正なされることを希望する。 表現修正案－4-1-2(8) <input type="checkbox"/> B 申込者または製造事業者が取り扱う <u>エコマーク申込製品</u> に使う全ての繊維材料について、以下の基準適合を調達基準書に定めており、サプライチェーンに対してトレーサビリティを明確にして書面（工場単位、あるいは個別素材単位）により確認し、管理を行っている。 | ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 |
| 12 | <共通> 付属証明書 記入表 4 | 「糸・生地」の表現について、紡織基礎製品には原綿や不織布もあり、すべての「糸・生地」箇所を「糸・生地など」への表現修正を希望する。 また、「1. 糸・生地の内容」表について、生地・不織布・人工皮革などに使用する糸・原綿などの基礎紡織製品に係る「エコマーク認定番号」の列を表に追加いただきたく希望する。 | ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 |
| 13 | <共通> 付属証明書 記入表 4 記入表 5 | 原料樹脂供給事業者（販売事業者を含む）または繊維材料供給事業者が発行する証明書の内、記入表 4・5 には社印押印が要求されている。それら事業者らの取引先が、同じ原料樹脂や繊維材料を使用した製品でエコマーク申請する場合、記入表 4・5 の内容が変わらないにも係らず、都度、同事業者らが社印押印のために社内手続きや稟議に及ぶ行為は非効率かつムダであり、内容に変更がない記入表 4・5 については、先に提出済みの証明書の提出で可とする対応を希望する。 | 各証明書類は、申込者以外が発行した証明書であって、かつ、付属証明書で証明書の有効期限が定められていないものは、記載内容に変更がない限り、先に提出済みの証明書の写しを提出いただくことでも構いません。 |

| No | 該当箇所 | 御意見・御提案内容（概要） | 対応内容案 |
|----|--|---|---------------------------|
| 14 | <p>〈共通〉 解説 「1. 商品類型 設定の背景」</p> | <p>日本経団連は、産業界全体での目標を掲げて環境自主行動計画（循環型社会形成編）を進めており、各産業界・各業界団体（各所属企業など）で「廃棄物ゼロエミッション」活動を推進している。排出された廃棄物の再資源化活動であるリサイクルよりも、廃棄物行政上、優先政策であるリデュース、「出来るだけ廃棄物を排出させない“廃棄物ゼロエミッション”」活動を日本経団連・日化協傘下の化繊業界でも、循環型社会形成のための最優先活動の一つとして推進しており、1. 項への追加修正を次の通り希望する。</p> <p>追加修正案－1. 項の下から 4 行目前への表現追加</p> <p>一方、日本経団連では、2010 年 12 月以来、「2015 年度における産業廃棄物最終処分量を 2000 年度実績から 65%減」という産業界全体の目標を設定した「環境自主行動計画（循環型社会形成編）」を実行している。排出された廃棄物を有効利用する再資源化（リサイクル）の取り組みとともに、廃棄物政策上、優先政策であるリデュースで貢献する各産業界の「廃棄物ゼロエミッション」活動も最重要な取り組みの一つである。</p> | <p>ご意見を踏まえ、表現を追加しました。</p> |

意見者 6、意見総数 14